

平成 29 年 5 月 30 日  
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
 「東京国際空港海上制限区域警備業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	羽田空港の海上制限区域への不法侵入等を未然に防止するための警備業務
実施期間	平成 27 年 6 月 11 日～平成 30 年 3 月 31 日
受託事業者	株式会社ライジングサンセキュリティーサービス
契約金額（税抜）	2 億 8 0 0 0 万円（単年度当たり：9 9 7 0 万 7 0 5 0 円）
入札の状況	3 者応札（仕様書取得者数 3 者／予定価内＝3 者）
事業の目的	航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営に寄与し、不法侵入等への確実な対応に資すること。
選定の経緯	競争性に課題があるとして平成 26 年基本方針において選定。 海上で船舶を用いて警備を行うという事業の特殊性、単年度契約となっていることが、競争性が阻害する要因であると考察。

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することが適当であると考えられる。

2 検討

(1) 評価方法について

国土交通省から提出された平成 27 年 6 月から平成 30 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準	評価
	本業務の不備に起因して、警備艇による警戒・監視業務が停止しないこと。	警備艇不在時間の発生件数は0件であった。
	監視・警戒区域内を航行する船舶の状況把握により、必要に応じて適切な警備措置を行うこと。	海上制限区域へ進入すると予想される船舶に対して適切な警備措置ができない件数は0件であった。
民間事業者からの改善提案	仕様書では3隻の配置を求めているが、受託者が提案した船団方式（3隻ずつ3班）により、安定した警備体制が確保され、即応的な船舶の増強体制が確保された。	

(3) 実施経費（税抜）

従前経費	2億6390万円（市場化テスト実施前年度（平成26年度））
実施経費	2億8000万円（単年度あたり9970万7050円）
削減額	1億6419万2950円
削減率	62パーセント

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	<p>競争性に課題があり、事業特殊性、単年度契約となっていることを競争性阻害要因と考察していた。</p> <p>市場化テスト直前の契約において2者応札であった。</p> <p>市場化テストの実施にあたり、次の改善を行ったところ3者の応札があり、課題の改善が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年度契約とした</li> <li>・ 引継ぎ期間を10週間に伸張した</li> <li>・ 入札参加グループによる参加を可能とした</li> </ul>
----	---

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成27年度、平成28年度の2か年とも全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、安定した警備体制が確保されたこと等、民間

事業者のノウハウと創意工夫の発揮によって業務の質の向上がなされたものと評価できる。

実施経費についても、(3)のように一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

#### (6) 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が1期目である。事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 国土交通省東京航空局に設置している、外部有識者で構成している総合評価委員会において、事業実施状況のチェックを受ける予定である。
- ③ 入札において、3者の応札であり、競争性が確保されていた。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率62%の効果を上げていた。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成29年3月22日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ.1.(1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。ただし、経費削減率が62%と著しく大きかったことに鑑み、今回の契約金額のもつ意味を分析把握し、費用の削減に合わせて、公正適切な調達により質を持続的に確保することについてさらなる検討を求めたい。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。